平常に復した藤永田造船所

（大阪電話）藤永田造船所の二十七日の出勤職工は本分關工場を合し二千三百二十六名を算し愈平常状態を呈したので工場は久し振に正門を開き機械の音も盛んに聞え出した、會社より被解雇者の家族に慰藉料として贈る金品は千五百圓と決し今明日中に救援會に託して處分方法を一任する筈である、唯残された問題は絶對退職者百餘名に對し規定の解雇手當を支給するか否かの問題であるが右に就き前野労満氏は職工一名と共に折衝交渉してゐる

團體交渉權確認を約す

藤永田の争議

大阪藤永田造船所の同情退職問題につき友愛會本部の松岡駒吉氏は二十五日午後三時代表者二名と共に午後六時藤永田の総務部長前野労満氏を西區西長堀の自宅に訪問し非公式に會見したが翌二十六日會社側では復職申込者に對し當方から通知するまで待てといつて取合はなかつた、非公式の會見は六月八日附職工の回答書記載の諸項に就き何等要求を容れず「許すべからず」と記した例の復職申込書に捺印を迫つたといふ二つの非違を指摘して

一、廿五日以来今日までの給料（勞働したと見做して）を支給されるか

一、前記の復職申込書を撤廃するか二十一日所定調停案による別種の申込書を作成するか

の二條件を持出し承諾さへあれば職工全部を任意退職者と見做し調停案による規定の退職手當を支給されたいと要求に談判を重ね前野氏は主意を諒とし何れ一應他の幹部とも協議の上確答する旨を答へ夫れより前野氏は會社側の意見を纏めた上同日午後二時野田明氏を訪ひ同野氏と同時十一時共益社に来つて松岡氏と會見し前野氏から「團體交渉權」については職工側の意見を容認して解決條件通り確認することゝし同時に之れが内容を一般職工側に周知の方法を取る事を約したが給料支給に就ては更に協定する事となつた

隨伴し要求は容れられぬが北代り

▽機械工 に就ては相當の方法を講ずる約束を得たので廿六日午前十時から松岡氏及北代行来三氏入協小國氏は西田三郎、岡三倶楽部に集合中の退職職工四百名に報告して同意を得一同が本工場に入れ

▽鋳場で 前野氏立會の上

一、廿六日會社に来た者は出勤として一日分の給料を支給する事

一、廿七日は平常通り出勤する事

一、復職々工は廿七日午前十一時復職申込書を提出する事

を諒解し茲に漸く解決するに至つた尚會社側は團體交渉權の範圍につき左の聲明書を職工に交付した六月八日附回答の交渉範圍は左の事項とす

一、一般的の賃銀の増減

二、作業時間の縮小

三、保健衛生並救濟其他職工側の福利増進に關する事項

四、勞働者が他の勞働團體に加入するを妨げざる事（廿六日・大阪發）

大阪争議

非組合員を五百名解雇

一段落を告げた大阪藤永田造船所では職工の一部を任意退職と見做し非組合員と戴きして職工数千に對する一割七分約五百名を首にした、夫は今回の争議の第一より第二迄の間に在籍した職工全部だが右の如き開き議定の際多数の職工は協議會を開き退職した者に對し金一日分の給料を支出して救濟する事となつた

藤永田の職工達

解雇手當で復職へ

全く豫想外れの會社側

同情退職者が約五百人

所主側の言ひ通り職首者七百名を出して漸く解決の緒に着いたと思つた藤永田造船所は又復職手當問題から退職者の悲憤を招くに至つた それは所主側では今回の職首者七百名に解雇手當を與へてしまへば残餘の者は全部復職するであらうと見込んでゐたのが全く豫想外にもこれに續いて同情退職者が約五百名も枕を並べて退職届を差出し解雇を迫つたからで、昨二十三日午後より遂々二十四日も数十名本間工場に續々と退職届を出しにやつて行くので所主所側では狼狽して全くこれを拒絶し『日野氏に會つてくれ』そのみで要領を得ず朝来日野氏も姿を隠してゐる始末であるが二十四日午前十一時数十分工場に前鐵管工の山本春吉なる職工が出頭して同所の課長所員と會見した談話は次ぎの如くである

『昨日（二十三日）差出しました退職届の事につきまして解雇手當が頂きにまゐりました』

『あの退職届は當方の整理上辞退届として下さい然し乍ら何れにしても解雇手當は出すと出来ない』

『それは又如何なる譯ですか？』

『已に君達は十二日において雇傭關係はなくなつてゐるのだ』

『雇傭關係がなくなつてゐるから退職手當を下さいと云ふのですあの時の文句（同刷物にして各職工に配布した中）には此際申出ない時は任意退職者と做すと明らかに書いてあります今回の職首者とし解雇手當の方は任意解職者として當を支拂つてゐるのなら私共任意退職する者にも支拂はれるが當然です』

この如く所主側は言を左右に託して飽まで退職届を受付けず解雇手當の支拂を拒んだ際では『就職するなれば今日からでも来いそれがいらなきや勝手にするがいゝ』と對手にせない有様で職工達はウロウロとその處置に迷ふてゐるが一説には所主側にそれだけの準備金がないためだと噂されるけれども『金の無いために』に任意退職及解雇手當の支給を拒む理由は成立しない理で明日倶楽部に集まつた職首者及退職せんとする者は所主側の態度を非常に憤り正午から

職工側の要求が通る

藤永田争議も愈々解決

大阪藤永田同情退職問題は友愛會本部の松岡駒吉氏が交渉を引受けて廿五日會社側の前野労満氏から團體交渉權確認の聲明書提出の約を得たが廿二日以後の給料支給に就いて廿六日會社側から更に非常を